新田町交差点周辺エリア整備方針作成支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

第１　趣旨

この要領は、「新田町交差点周辺エリア整備方針作成支援業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

第２　業務の概要

業務の概要は、次のとおりとする。

(1) 業務等の名称　　新田町交差点周辺エリア整備方針作成支援業務委託

(2) 業務等の目的

新田町交差点周辺エリアにおけるまちづくりについて、市の役割及び民間事業者の参画を促す方策を具体化するための、エリアの将来像、土地利用方針、導入機能等を示す「基本方針」並びに事業化に向けた具体的な手法及びスキームを示す「事業手法の検討」で構成する整備方針の作成を支援するもの

(3) 業務内容

別紙「新田町交差点周辺エリア整備方針作成支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 業務期間　　契約締結の日から令和10年３月31日まで（債務負担行為設定予定）

(5) 事業費の上限額　　30,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ア　最低制限価格は設定しないものとする。

イ　令和８年度の支払額は10,000千円を上限とする。

ウ　債務負担行為の設定（12月議会を予定）には議決を要することから、議決がない場合は契約として成立しない。

第３　プロポーザル方式を採用する理由及び選定方式

本業務は、新田町交差点周辺エリアにおける整備方針の作成支援を目的としており、現況分析や人流分析、マーケット分析、ターゲット設定を通じてエリアの将来像や土地利用方針・導入機能等を示す基本方針の作成、事業化に向けた手法やスキームの検討、サウンディングの実施、専門家からの意見聴取、関係者との意見調整・市民参画等の支援まで、幅広い業務を一体的に実施するものである。

業務の遂行に当たっては、エリアのポテンシャルを最大限に生かす多角的な視点や発想が必要であり、まちづくりや都市計画分野における高度な専門知識と豊富な実績に加え、人流データやマーケットデータの分析能力、公民連携手法に関する知見、市民参画手法の実践経験等が求められる。

また、地域の実情や市の政策の方向性を的確に捉えながら、実現性の高い整備方針を作成するためには、受注者の企画力や提案力が業務の質を大きく左右することから、価格のみによって事業者を選定する競争入札は適さないため、公募型プロポーザル方式を採用する。

選定方式は、企画提案書及びプレゼンテーションにより、その内容等を総合的に比較検討することで、最も適格と判断される業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。

第４　実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

(1) 募集開始	令和８年11月５日（木）
(2) 質疑の受付	令和８年11月５日（木）から
	令和８年11月13日（金）午後５時まで
(3) 質疑への回答	令和８年11月９日（月）から
	令和８年11月17日（火）まで随時回答する
(4) 参加申請書の受付	令和８年11月５日（木）から
	令和８年11月20日（金）午後５時まで
(5) 参加資格の審査結果通知	令和８年11月25日（水）
(6) 企画提案書の受付	令和８年11月26日（木）から
	令和８年12月11日（金）午後５時まで
(7) プレゼンテーションの連絡	令和８年12月15日（火）
(8) プレゼンテーションの実施	令和８年12月22日（火）午前９時30分以降
(9) 選定結果の通知	令和８年12月23日（水）
(10)仕様の協議及び見積り	令和８年12月下旬（予定）
(11)契約締結	令和９年１月下旬（予定）

※本スケジュールは、必要に応じて変更できるものとする。

第５　参加者に求められる資格要件

本プロポーザルの参加資格として、以下の要件を全て満たす者とする。

(1) 一般的（共通）事項

ア　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の４の規定に該当しないこと。

イ　長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿に登載されていること、または名簿に登載されていない者が優先交渉権者となった場合は、契約の締結までに同名簿への登載ができること。

ウ　長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年５月１日制定）及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成18年４月１日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ　会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ　市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。

カ　長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

(2) 令和３年度以降に、地方公共団体の、まちづくり・都市計画分野における整備方針、基本構想又は基本計画等の作成業務の履行実績を有する者であること。

(3) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

なお、各技術者は参加者に所属し、当該業務の期間中、継続的に従事する者であること。

ア 管理技術者

技術士（総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画又は建設部門：都市及び地

方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格保有者とし、照査技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

イ 照査技術者

技術士（総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画又は建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格保有者とし、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

ウ 担当技術者

資格を問わないが、仕様書等に基づき適正に業務を実施できる者とする。

(4) 本業務には、長野市物品等供給契約に係る共同企業体取扱要綱及び長野市物品等供給契約に係る共同企業体との契約事務取扱要領に基づき結成される共同企業体方式によることができるものとする。

この場合、共同企業体協定書（様式４）を参加申請書等の提出期限までに提出することとし、共同して参加する事業者は上記(1)の参加要件を満たさなければならない。

また、上記(2)の要件については共同企業体の代表者の実績、上記(3)のア 管理技術者については共同企業体の代表者に所属する者とすること。

第６　質疑及び回答

質疑及び回答は次のとおりとする。

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施（本実施要領及び仕様書の内容）に関する質問については、質問書（様式１）を電子メールに添付し「第16　事務局」宛てに送信したうえ、着信確認の電話連絡をすること。

(2) 受付期間（再質問を含む）

令和８年11月５日（木）から令和８年11月13日（金）午後５時まで

(3) 回答方法

質問者に電子メールで回答するとともに、質問者名を伏せて長野市ホームページにおいて公表する。

(4) 回答日

令和８年11月９日（月）から令和８年11月17日（火）まで随時回答する。

(5) その他

ア　電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。

イ　質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

ウ　電子メールの件名は、「新田町交差点周辺エリア整備方針作成支援業務委託に関する質問」とすること。

第７　参加申請書の提出

参加申請書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア　参加申請書（様式２）

イ　業務実績書（任意様式）　第５(2)の実績について全て記載

各業務の概要について記載するものとする。ただし、共同企業体による場合は代

表者の実績のみを記載すること。

ウ　契約書の写し（上記イが確認できるもの）

エ　配置予定技術者（様式３）

オ　業務実施体制（任意様式）

カ　共同企業体協定書（様式４）の写し（共同企業体の場合のみ）

※代表者の原本証明を付すこと。

(2) 提出期間

令和８年11月５日（木）から令和８年11月20日（金）午後５時まで

(3) 提出部数　各１部

(4) 提出場所　「第16　事務局」と同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が証明できる書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(6) 業務実施体制の記載内容

ア 本業務における実施体制（組織体制）

イ 本業務に配置予定の職員・技術者の担当者表、担当者の資格、実績など

なお、実績については第５(2)の実績及び該当業務での役割（管理技術者、照査技術者、担当者等）を全て記載すること。

(7) その他

必要書類が整っていないもの、提出期間を過ぎたものは、受け付けない。

第８　参加資格の審査及び結果通知

参加申請書を提出した者には、資格要件の全てを満たしているか否かを審査し、令和８年11月25日（水）午後５時までに参加申請書（様式１）に記載されたメールアドレス宛てに審査結果を電子メールで通知する。

第９　企画提案書の作成要領

企画提案書の様式等は、次のとおりとする。

(1) 様式等の形式

ア　サイズ	Ａ４判用紙（縦横は問わない。必要に応じてＡ３判用紙を織り込んで使用することも可とする。）
イ　文字方向	横書き（図表等に含まれる文字を除く。）
ウ　印刷方法	両面、左綴じ、カラー印刷
エ　文字ポイント	10.5ポイント以上とする。（図表等に含まれる文字を除く。）
オ　ページ番号	表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと。
カ　ページ数	企画提案書全体で20枚以内（表紙及び目次を除く。）で作成すること。なお、事業実績や事業実施体制などの補足資料は別添資料として５枚以内で添付可能とする。
キ　その他	文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない。

(2) 体裁

ア　表紙

(ｱ) 題名（「新田町交差点周辺エリア整備方針作成支援業務委託企画提案書」）を

記載

(ｲ) 作成年月日を記載

(ｳ) 表紙の右上部分に、令和８年11月25日（水）の通知において交付する整理番号を記載

イ　目次

表紙の次ページに目次を付すこと。

ウ　製本方法

表紙、目次、企画提案内容を１部ごとに一冊のファイルに綴じること。

(3) 企画提案書に記載する内容

別表の提案内容

(4) その他

ア　１参加者が複数の企画提案書を提出することは認めない。

イ　作成要領に従っていない場合は、失格とする。

ウ　企画提案書には、参加者を特定できる会社名、住所、氏名、ロゴマーク等を付してはならない。

第10　企画提案書の提出

企画提案書の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア　企画提案書

イ　見積書及び積算内訳書（様式５）

見積書には、別紙「新田町交差点周辺整備方針作成支援業務委託仕様書」に基づく積算金額を記入すること。

(2) 提出期間

令和８年11月26日（木）から令和８年12月11日（金）午後５時まで

(3) 提出部数　各８部

(4) 提出場所　「第16 事務局」と同じ。

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合においては、本市への送達が証明できる書留等によるものとし、提出期限までに事務局に到達したものを有効とする。

(6) その他

提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

第11　提案内容の審査及び結果の通知等

提案内容の審査は次のとおり行う。

(1) 提出された企画提案書の内容説明及び質疑応答を求めるため、プレゼンテーションを実施する。(非公開)

ア　実施日時　令和８年12月22日（火）午前９時30分以降

詳細な時間については、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで令和８年12月15日（火）に通知する。

イ　実施場所　長野市大字鶴賀緑町1613番地　長野市役所第二庁舎10階　会議室203

ウ　所要時間　プレゼンテーション 20分以内　質疑応答 10分以内

エ　プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

オ　出席者は３名以内とし、業務実施体制に記載されている管理技術者は必ず出席すること。パソコン等を使用して説明する場合は、スクリーン及びプロジェクターは本市で用意するが、それ以外のものは参加者が用意すること。

カ　参加者が多数の場合には、書類審査によりプレゼンテーション審査の対象者を５者程度に選定し、令和８年12月15日（火）までにプレゼンテーションの対象となるか否かについて通知する。

(2) 企画提案書及びプレゼンテーションを基に「新田町交差点周辺エリア整備方針作成支援業務委託事業者選定委員会」において審査する。

ア　各委員は、提案内容を評価項目ごとに評価し、「別表」の評価基準に基づき採点し、合計得点の高い順に参加者の順位を決定する。

イ　順位により順位得点を配点する。

ウ　優先交渉権者の決定

最低基準点（配点合計の70％以上）を満たしたうえで、各委員の順位得点の合計得点が最も高い参加者を優先交渉権者、その次に高い参加者を次点者として決定する。ただし、得点が最も高い参加者が複数ある場合は、委員の協議により選定するものとする。

(3) 各参加者には、参加申請書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで選定結果等を通知する。通知日は令和８年12月23日（水）とする。

(4) 選定委員会は非公開とし、審査及び選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(5) 選定結果の公表

本プロポーザルにおける選定結果は、次の事項を市ホームページへ掲載する。

なお、下記ウについては、参加者名を伏せたうえで公表する。

ア　事業名

イ　優先交渉権者の名称

ウ　全参加者の審査項目別評価点及び順位得点

第12　仕様の協議及び見積

仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

(1) 優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。

(2) 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。

(3) 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、本市と受注者が協議のうえ決定する。

(4) 契約手続は、長野市契約規則及び関係規程に定めるところによるものとする。

(5) 本市は、契約締結後においても受注者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

第13　提出書類の取扱い

本プロポーザルの実施に当たり、参加者が本市へ提出する書類の取り扱いは、次のと

おりとする。
(1) 提出された全ての書類は、返却しない。
(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
(3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
(4) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

第14　情報公開

参加者が本市へ提出した書類、選定経過及び結果等に関する情報公開については、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号）に基づき取り扱うものとする。

第15　その他

その他、本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。
(1) 著作権及び使用権が第三者に帰属するものを無断使用しないこと。使用上の問題が発生しても、本市は責任を負わない。
(2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
(3) 本プロポーザルの参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送の方法により、参加辞退届(様式任意)を「第16 事務局」へ提出すること。電子メールの場合は、到着確認をすること。
(4) 提出された企画提案書の著作権は参加者に帰属するものとし、参加者に無断で使用することはない。
(5) 次のいずれかに該当した者は、失格とする。
ア　第５の「参加者に求められる資格要件」の要件を満たさない者
イ　正当な理由がなくプレゼンテーションに不参加若しくは遅れた者
ウ　見積書において、第２の「業務の概要」に示す事業費の上限額を超える金額を提示した者
エ　提出書類に虚偽の記載をした者
オ　その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正若しくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者

第16　事務局

本プロポーザルに係る庶務等の事務手続を行うため、次のとおり事務局を設置する。
〒380-8512　長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市 都市整備部 まちづくり課 都市再生担当（長野市役所第二庁舎５階）
担当者：遠山・植田
電　話：026-224-6859（直通）
ＦＡＸ：026-224-5065
E-mail：machi@city.nagano.lg.jp

【別表】

新田町交差点周辺エリア整備方針作成支援業務委託　提案項目一覧及び評価基準

評価項目		記載内容	評価基準	配点
1　業務実績		類似業務についての経験・実績、当該業務でのノウハウ　等	類似業務における実績があり、十分な経験やノウハウ等を持っているか	20
2　業務実施体制		業務実施体制・配置技術者・照査体制　等	配置技術者が類似業務に携わった実績があるなど、業務実施のために十分な実施体制となっているか	20
提案内容	3　業務の実施方針	提案の考え方や視点、提案の概要、業務のスケジュール　等	目的・課題に対する理解度、技術的な有効性、妥当性、分かりやすさ	10
	4　前提条件の整理	業務の実施及び取りまとめ方法 （データ等の収集・分析方法、ターゲット設定の考え方　等）	有効性、妥当性、分かりやすさ、現況・課題への理解度	10
	5　整備方針の作成	業務の実施及び取りまとめ方法 （将来像・土地利用方針・導入機能の検討方法、整備手法比較の考え方、公民連携手法に関する知見、ロードマップの作成方針　等）	有効性、妥当性、分かりやすさ、具体性、実現性	50
	6　サウンディングの実施	業務の実施及び取りまとめ方法 （サウンディング型市場調査の企画・運営方針、民間事業者の参画意欲を高めるための工夫　等）	有効性、妥当性、分かりやすさ、地域特性との整合性	10
	7　専門家からの意見聴取	業務の実施及び取りまとめ方法 （意見聴取候補者選定の考え方、運営方針　等）	有効性、妥当性、分かりやすさ、先進性	20
	8　関係者調整・市民参画等の支援	業務の実施及び取りまとめ方法 （ワークショップ等の企画・運営方法、幅広い世代の参加を促す工夫　等）	有効性、妥当性、分かりやすさ	30
	9　その他自由提案（任意）	本業務をより効果的に実施するための提案など、参加者独自の取組や追加提案 ※自由提案を行う場合は、当該提案に要する経費は、事業費の上限額内とし、積算内訳書で明らかにすること。	有効性、先進性	20
10　概算費用		概算費用及び算出根拠	配点（10点）×全参加者中最も低い提示見積額／当該参加者の提示見積額（小数点以下第２位を四捨五入）	10

※提案内容については、企画提案書及びプレゼンテーションの表現力も評価基準に含める。